

牧田議員の「間違いとウソ」の類い（1）

知ったか振りと虚勢・ハッタリの牧田議員の質問

（一般会計予算・・・平成26年3月12日）

牧田議員の『知ったかぶり』『虚栄心に満ちた』発言は、今に始まったことではありませんが、『ミズバショウ園』の名称から始まった一連の発言は、その際たるものになりました。よくもここまで、ハッタリを嘯ますもんだとあきれた次第。

こういう人は、どこにでもいるのですから、ほっとけば良いでもいいのですが、普段ほとんど発言せず、町の不正疑惑・その他の重大問題を黙認し、町長の後援会の役員問題にまで口を出し、ただひたすら町長サイドに立った議員生活。たまに発言すると、必ず虚勢に満ちたホラの独壇場。聞いている方もいささかうんざり気味。この辺で、その「間違いと嘘の類い」を指摘しておく必要があると判断した次第である。

平成26年3月議会の『一般会計予算』に関する審議の中での 牧田議員の虚勢に満ちた「いい加減なハッタリ発言」のオンパレード。

（議事録）・・・あまりにもあきれた物言いなので、正確を期すため、自分で議事録を起こしたもの。

あの一、最近ちょっと難しい言葉は『ひらがなにしましょう』みたいな変な風潮があるんですけど、ミズバショウくらい漢字で書きましょう。漢字を読めるようにしましょう。①松尾芭蕉の芭蕉であるし、歴史的な言葉なので、ここまでひらがなにする必要は無い。ここは漢字で書きましょうと思うのです。（笑い）

いや、これはね、笑い事ではないのでして、最近、思うんですけど、新聞は、どんどん紙面を大きな文字にしましょうということにしますよね。見やすくわかりやすくと言っているんですけど、②わかりやすくするために、漢字で表記すべき所をひらがなで表記したりするようになってから、新聞の記事は非常に劣化している。これはも一、新聞というか、一般の社会時評の方々も、みなさん、そう言うんですけど、③相手の知性をバカにしていると自分の知性も落ちてくるんです。これは間違いありません。今の新聞記事の社説なんて全然読めないです。何に言っているんだ。お前って、そんな誰が言っても批判出来ないことしか書くなと言うように。僕はもう段々腹が立ってきて、最近、農業問題とかも、Q&Aとかって、書くじゃないですか。これはどういうことなのと質問があって、アンサーとしてこれは、こうこう、こうだよって。バカにすんなと思うんですよ。お前なんか上から目線でしょうと。お前らどうせわかんないんだから、

新聞社、私が教えてあげましようたいな姿勢が見えてて、段々そんなことをやっているうちに、④新聞記事もひどく間違いが多いし、よく、NHKの記者も言い間違いをして、あとで、訂正とかしてますけど、非常に多くなっているので、あの、なんかね、やはりね、皆さん、国民の知性を信じましようよ。これくらいのことは漢字で書きましようと思います。

第1回目・・・富岡の「みずばしょう園」の名称に関して

- ① 松尾芭蕉の芭蕉であるし、歴史的な言葉なのでここまで、ひらがなにする必要はない。

今回は「この発言」だけについて、コメントします。

牧田議員の意見・提案は、富岡の「みずばしょう園」という名称の『みずばしょう』を、漢字にした方が良いのではないかと、言う事でしたが、それが『好みの範疇』であれば、それはそれで問題は無いはずですが。

しかし、牧田議員は、『漢字にしないのは、間違っている。』と言い、その理由を、『漢字で書かないのは、相手の知性をバカにしている』事であり、その為「自分の知性も落ちてくるんです」と新聞記事、その他を例に述べたのです。

しかし、主張した「漢字での表記」は、法律上の根拠はないし、「歴史的言葉だ」という主張も間違っており・・・というよりも、ほとんど『ウソ』なのです。

と言うのも、要するに、牧田議員は、議場にいた人達に、「松尾芭蕉・歴史的言葉」という氏名・用語を単に使い、「俺って、知識があるんだよ」とアピールしたくなり、いつもの癖で不確かな知識を開陳したとしか言いようがない。

指摘を受けて牧田議員は、ミズバショウのバショウという漢字が、松尾芭蕉の芭蕉と同じ漢字だと言っただけだと言いかねませんが、『歴史的な言葉なので』と言って、歴史的な人物である松尾芭蕉の名前を上げて「ひらがなにする必要はない」と言っている訳ですから、バショウという植物の名前が、松尾芭蕉から取ったかのような説明になっいます。

そうでなければ、『芭蕉』を『歴史的な言葉なので』と言って、「ひらがなにする必要はない」と『ひらがな反対』を述べる理由が理解出来ません。

つまり、牧田議員は、「歴史的意味」を特別、説明していませんので、文脈から「歴史的な人物」と『歴史的言葉』を結びつけて『反対している』と理解するのが、「文脈上、自然だ」と言っているのです。

なお、『芭蕉』（植物名）という漢字の由来について、私は「ていあんくん」（広報 あ

びらNo. 98) の投稿の中で「漢字の芭蕉 (植物名) は、松尾芭蕉の芭蕉ではなく、沖縄の芭蕉布から取ったと聞いています。」と書きましたが、若干補足しておきます。

芭蕉布は、イトバショウ (バショウ科) の葉鞘 (ようしょう) の繊維を利用して織った布地のことですが、このイトバショウ (和名) の漢名が、「琉球芭蕉」というのだそうです。『芭蕉』 (植物名) という漢字は、「琉球芭蕉」という『漢名』から来ていたのです。

それがどのような経過を経たのかは知りませんが、「イトバショウ (琉球芭蕉) の繊維から作られた布が、漢名を冠して『芭蕉布』と呼ばれるようになったようなのです。その後、「バショウ」は、漢字で「芭蕉」と書かれるようになりました。

因みに、松尾芭蕉の芭蕉は、彼の草庵の庭にバショウを一株植えたところ、見事な葉がつき評判になったので、弟子達が「芭蕉庵」と呼び始め、松尾芭蕉自身も自分の号を「芭蕉」とするようになったと伝えられています。

蛇足ながら、申し上げますが、牧田議員が、『芭蕉』という名前が、漢名から来ていることを『歴史的な言葉』だと言ったとは思いません。

そもそも、そんなことは特別に『歴史的』でもないし、それ以上に、もし、牧田議員が、知っていたら、いつものように『得意げ』にひとくさり蘊蓄を (うんちく) を語ったであらうと思うからです。彼の発言の多くの場合、間違いが多く、とても蘊蓄 (うんちく) とは言えるものではないのですが。

外来語・動植物等の名称はカタカナで表記する。

「漢字と平仮名」中心の日本語の文章に、外国の地名、外国人の名前 (漢字国を除く) それに外来語、動植物の名称を織り込む時は、「仮名」を使うことが内閣告示で義務づけられました。その結果、「カタカナ」の使用が定着したのです。

植物名は、図鑑も教科書も新聞もカタカナ表記です。 そうした観点から見て、植物の名称である「ミズバショウ」は、カタカタ表記であるべきだと思ったのです。

ただ、随筆や小説その他で、書く人の好みで漢字表記にする場合もありますが、それは別な話です。今回のケースの場合も『ミズバショウ』を「ひらかな表記」ではなく、やはり、『ミズバショウ園』とするのが正しいと思い、以下の内容で町の広報紙よう「ていあんくん」に以下の内容の投稿をしました。

なお、本音を言えば、この程度のことは、私の心の中で、「本当はカタカナなんだよな」と思うだけで見過ごすレベル事なのですが、牧田議員の議事録に見るような繰り返される「ハッタリの知ったかぶり」が腹に据えかねて、以下、「ていあんくん」に取り上げた (投稿) した次第です。

1, 「ていあんくん」に投稿)・・・広報2014. 5 (No.98)に掲載

3月議会で富岡地区の「ミズバショウ園」のことが話題になりました。町はミズバショウをひら仮名表記にするとのことですが、植物の名称は、カタカナ表記が基本になっていると思います。ただ、随筆や小説その他で、書く人の好みで漢字表記にする場合がありますが、正しくはカタカナ表記です。今回のケースの場合、『ミズバショウ』を「ひらかな表記」にする事には違和感を覚えます。やはり、『ミズバショウ園』とするのが正しいと思います。もし、漢字を当てるのであれば、カッコして「水芭蕉（ミズバショウ）園」とした方がよいと思います。因みに、漢字の『芭蕉』は、松尾芭蕉の芭蕉ではなく、沖縄の芭蕉布から採ったと聞いています。(匿名希望)

2, 「ていあんくん」に再投稿)・・・広報2014・7 (No.100)に掲載

平成26年5月19日

「みずばしょう公園」の「ひらかな表記」の「回答」に関し、再度、意見を申し上げます。

1点目。回答で述べている「変更しない理由」に「庁内会議で決定した。」とありました。「庁内会議」は役場内の会議ですね。これは役場職員に対してだけ通用する理屈です。町民からの訂正要求を「拒否する論拠」にはなりません。

2点目。植物のカナ表記は内閣告示によって定められたものです。「漢字と平仮名」中心の日本語の文章に、外国の地名、外国人の名前（漢字国を除く）それに外来語、動植物の名称を織り込む時は、「仮名」を使うことが義務づけられました。その結果、「カタカナ」の使用が定着したのです。図鑑も教科書も新聞もカタカナ表記です。町が管理する場所に町が命名するので「カタカナ表記」が求められて当然です。(匿名希望)

町からの回答に了解。

(「富岡みずばしょう公園」の名称問題)

「富岡みずばしょう公園」の名称に関するの町の回答（7月7日広報）に
了解しました。

2回目の回答には、「了解した」旨の、一言が、掲載される約束でしたが、
掲載されていませんでしたので、この場で、その点を明らかにしておきます。

了解した理由 3つ。

- 1つ目 役場から、庁内会議での決定を、「変更しない理由にはしていない」という考えが示されたことです。この点が最も重要な問題でした。
議員も町理事者も、答弁の「問題性」に気付かなかった？

そもそも、「庁内会議の決定」が、議会（議員）や町民の上位にあってはならないものです。

「庁内会議の決定」は、あくまでも、役場内の「決定手続き」です。
しかし、役場以外には、議会の立場、町民の立場があります。
それぞれの立場から意見が出たときは、「意見の吟味」と場合によっては「再検討する」というのが、役場の基本的スタンスでなければならないと理解しております。その上で、「変更しない」という結論を出した場合は、その旨、説明をし「町民・議会の理解を求める」と言うことが、「まちづくり」の基本であると考えています。
しかし、町理事者が「庁内会議で決定した」ことを、「変更できない（しない）」理由にした場合、（そういう答弁をした場合）、議員はその問題性に気づき指摘しなければなりませんでした。

この度、私の最初の質問（提案）に対する回答の中に「庁内会議の決定」を変更しない理由に挙げたて来た事を問題視し、私は反論したわけです。

しかし、2回目の回答で、庁内会議での決定を、「変更しない理由にはしていない」という考えが示された事は、重要なことで、まちづくりの上で意義あることです。

- 2つ目 「庁内会議決定後」にも関わらず、私の意見・提言に関して、実際に、「検討した事実」が述べられていたからです。

2回目の回答文には、「前回（1回目）の提案後に再検討致しましたが、・・・」と、再検討の事実が、述べられていました。

そこで、「変更の可能性と問題点」も検討された事実が述べられ、「交付金で看板等を設置しているため変更出来ない」ことや、「新たな費用が掛かってしまう」と変更できない理由を回答してきました。

基本的には、これで十分な回答でした。

つまり、庁内会議決定後に「再検討」した結果、変更できない理由を具体的に述べてきたからです。

3つ目

回答では、「富岡みずばしょう園」は、あくまで「園の名前であって、植物の名前ではない」との見解を示したことです。

そしてその上で、「今後植栽した植物を紹介するときは、・・・カタカナ表記となる」と回答してきたことです。

つまり、植物の名称は、カタカナ表記であることが、共通理解できたと判断したことです。